

別表第 1

改 正 後			改 正 前		
物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アンチモン及びその化合物 (<u>酸化アンチモン</u> に限る。)	(略)	(略)	アンチモン及びその化合物 (<u>三酸化二アンチモン</u> に限る。)	(略)	(略)
アンチモン及びその化合物 (<u>酸化アンチモン</u> を除く。)	(略)	(略)	アンチモン及びその化合物 (<u>三酸化二アンチモン</u> を除く。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
銅及びその化合物	(略)	(略)	銅及びその化合物	(略)	(略)
鉛及びその無機化合物 (<u>鉛、酸化鉛 (Ⅱ) 及び硫酸鉛</u> に限る。)	<u>0.3 パーセント</u>	<u>0.1 パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
鉛及びその無機化合物 (<u>鉛、酸化鉛 (Ⅱ) 及び硫酸鉛</u> を除く。)	(略)	(略)	鉛及びその無機化合物	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
バリウム及びその水溶性化合物	(略)	(略)	バリウム及びその水溶性化合物	(略)	(略)
<u>砒素</u> 及びその化合物 (<u>六<u>ふっ</u>化<u>び</u>砒酸リチウム</u> に限る。)	<u>0.3 パーセント</u>	<u>0.1 パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>砒素及びその化合物（六弗化砒酸リチウムを除く。）</u>	(略)	(略)	<u>砒^ひ素及びその化合物</u>	(略)	(略)
<u>弗素及びその水溶性無機化合物（四弗化ほう酸リチウムに限る。）</u>	<u>0.3 パーセン</u> <u>ト</u>	<u>0.1 パーセン</u> <u>ト</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>弗素及びその水溶性無機化合物（四弗化ほう酸リチウムを除く。）</u>	(略)	(略)	<u>弗^ふ素及びその水溶性無機化合物</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第 2

改 正 後			改 正 前		
物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ジシクロヘキシルアミン</u>	<u>1 パーセント</u>	<u>0.1 パーセン</u> <u>ト</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩</u>	<u>1 パーセント</u>	<u>1 パーセント</u>

(略)	(略)	(略)
人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	(略)	(略)
<u>炭化けい素（非繊維状のものを除く。）（炭化けい素ウイスキー以外の繊維状のものに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
<u>炭化けい素（非繊維状のものを除く。）（炭化けい素ウイスキーに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
人造鉱物繊維（リフラクトリーセラミックファイバーを除く。）	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
<u>ペンタクロロフェノール（別名 P C P）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
<u>ペンタクロロフェノールナトリウム塩</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(略)	(略)	(略)